規 則

埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 埼玉県道路交通法施行細則 (昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第21条、第21条の2、第26条及び第28条中「交通企画課長」を「交通総務課長」に改める。 (埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年埼玉県公安委員会規則第3 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中「埼玉県警察本部交通部交通企画課」を「埼玉県警察本部交通部交通総 務課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。